

愛知県立岡崎高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として決して許されない行為であるという認識に立ち、被害生徒を徹底的に守るとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

また、いじめは、誰でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から生徒との信頼関係を結ぶことで、いじめの兆候あるいはその訴えに早く気づけるようにする。そして、実際にいじめの兆候や事実を把握した際は、学校全体で組織的に指導に当たる。

さらに、互いが人間としての尊厳を認め合い、尊重し合える学校づくりに取り組み、生徒が将来にわたって他者を正當に認め社会的に円満で協調的な人間関係を築くことができるように指導・支援する。

II いじめ防止対策組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えに組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。(学校不適応等への対応を検討する「教育相談委員会」が「いじめ・不登校対策委員会」を兼ねることとする)

(1) 「いじめ・不登校対策委員会 (教育相談委員会)」について

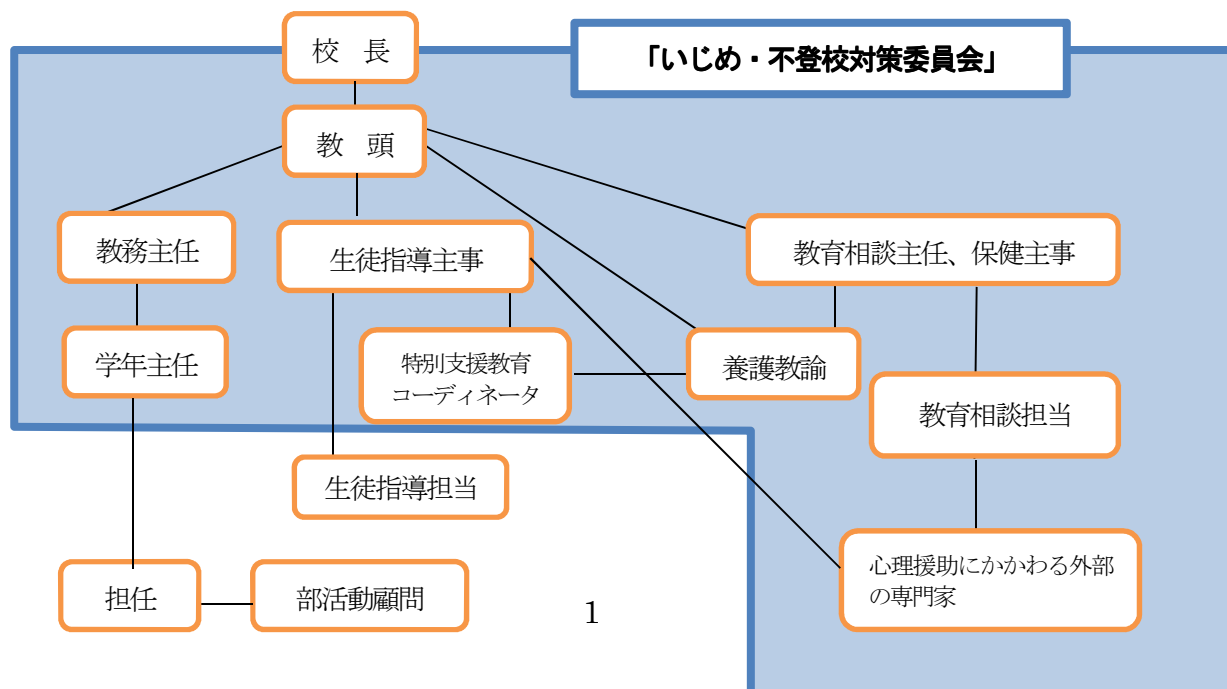
ア 委員会のメンバー

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、特別支援コーディネータ、養護教諭、教育相談担当
- ・ 必要に応じて、心理援助にかかわる外部の専門家を加える。具体的には、臨床心理士(スクールカウンセラー)、精神保健福祉士、保健師(保健所)などの心理援助の専門家にアドバイスをしてもらう。

イ 指導・支援チーム

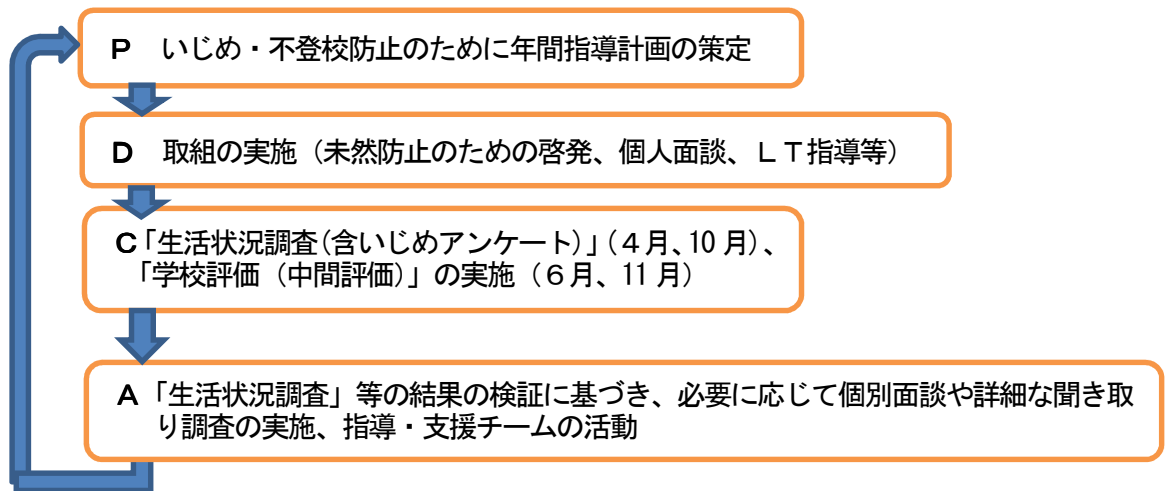
- ・ 委員会が事案に応じて早期に適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。
- ・ 原則として、指導・支援チームのリーダーは生徒指導主事、副リーダーは学年主任とし、チームを統括し、対応状況を適宜委員会に報告し、その指示を受ける。
- ・ 事後に事案の対応について委員会で検証し、今後のチームの在り方に生かせるようにする。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



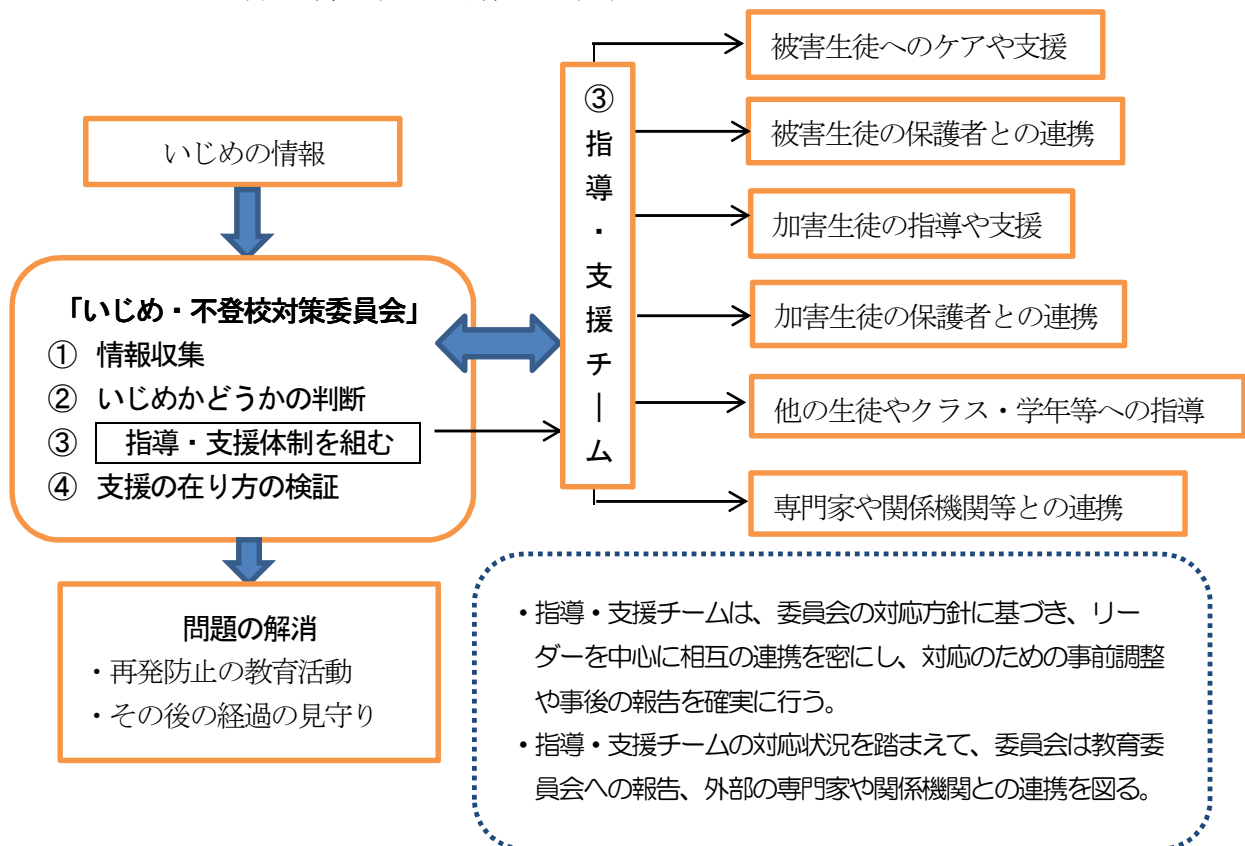
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

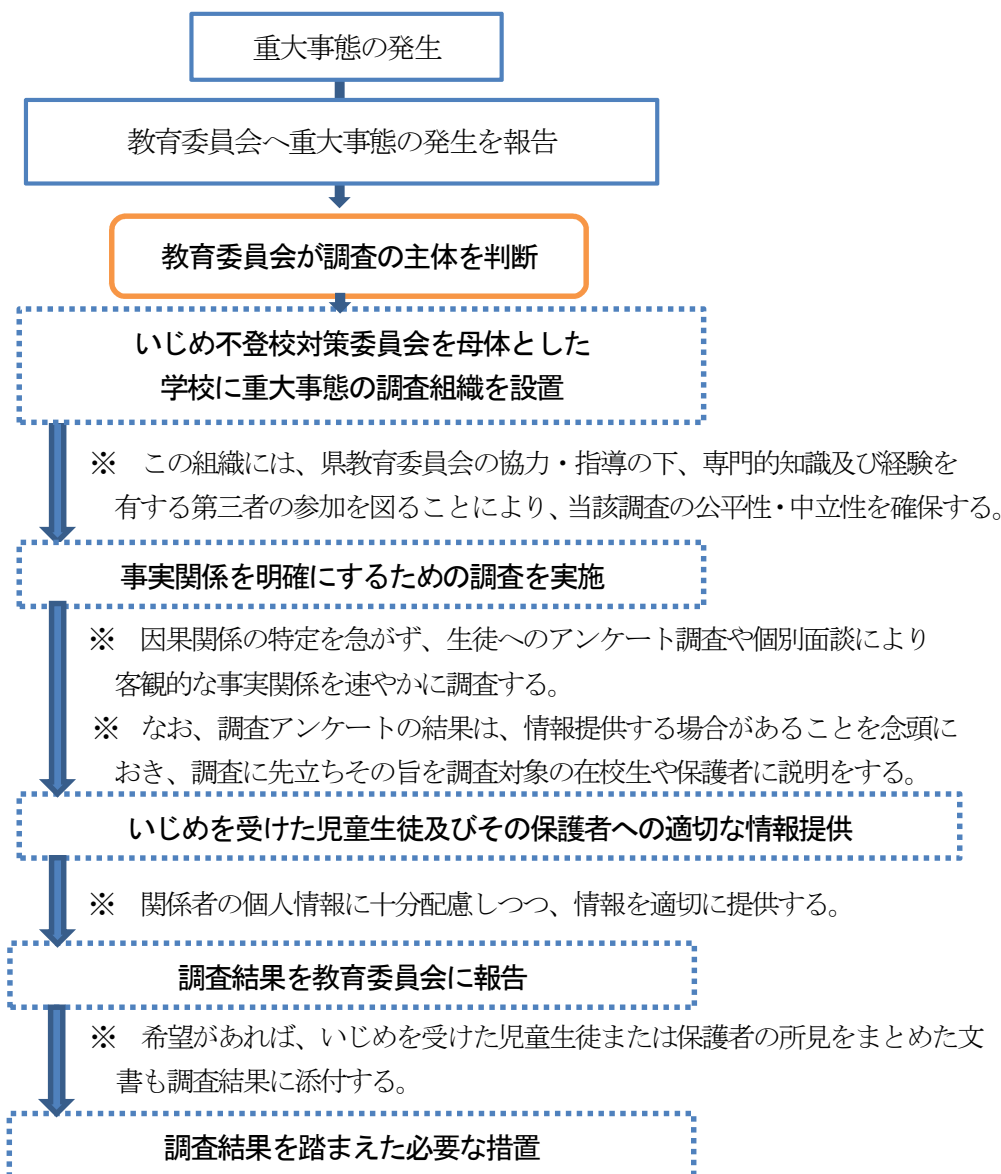
「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、いじめにより当該生徒が長期間欠席を余儀なくされるなどの重大事態が生じた場合は、全日制・定時制とも速やかに教育委員会に報告し、事態対応フロー図に基づいて対応する。



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	ア 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 イ 教育活動全体を通して、道徳教育・情報モラル教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。 ウ 公開授業を行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。 エ 体罰はもとより教職員の不適切	○L Tの時間に人権について考える(年2回→L T計画参照)【教務部・学年会】 ○情報モラル教育→4月に携帯、スマホの使用のあり方について指導【生徒指導部・教務部・情報研修部・各学年会】 ○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業を設定(6月)【教務部】 ○個人面談の実施【各学年会】	○年1回の公開授業の実施 ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○OPTA 委員会での情報交換(年4回)

	で差別的言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	<ul style="list-style-type: none"> ○学年別懇談会(5月)、保護者懇談会(6月)等で欠席遅刻の多い生徒の状況や特別な支援を要する生徒を把握し、適切に支援する。【学年会・保健部・教育相談部】 ○健康調査の実施【保健部】 ○人権週間での取組 →人権講話【生徒指導部・各学年会】 ○情報モラル教育→10月に講話【生徒指導部・教務部・情報研修部】 	
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ア 教職員は、生徒のささいな兆候からも、いじめを積極的に認知するように努める。 イ いじめを認知またはその疑いがある場合、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。 ウ 個人面談、「生活時間調査」の実施や教育相談の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談活動の周知【教育相談部】 ○「意見箱」の設置(校内1か所)【教育相談部】 ○学校ホームページに相談、意見受付用アドレスを掲載。【教育相談部】 ○生活状況調査(いじめアンケートを含む)の実施(4月、10月)【保健部】 ○個人面談の実施(年3回…4月、9月、1月)【各学年会】 ○特別な支援を要する生徒の人間関係に留意し、必要に応じて指導、支援を行う。【教育相談部・保健部・各学年会】 	○岡崎市保健所との連携(6月、11月)
いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。 イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。 ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 エ 教職員、保護者、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等と連携して取り組む。 オ いじめが起きた集団へはたらきかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 カ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。 	○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健部】	
点検・検証・見直し	○いじめ事案への対応について、その都度「いじめ・不登校対策委員会」で検証する。	○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(6月、11月)及び「自己評価」(3月)を行い、「いじめ・不登校対策委員会」の支援の在り方を検証する。	○学校関係者評価委員会(3月実施)で「自己評価」の評価を行う。